

# 生成AI時代の肖像・声の無断利用に 対する「法的整理」と戦略ロードマップ

法務省初会合（令和8年4月24日）の分析と、  
ビジネス・プラットフォームへの実務的影響

戦略法務インテリジェンス・レポート / 令和8年5月

# 新規立法への直行ではなく、現行法の「解釈適用」による 予測可能性の向上を目指す

## 現行法体系での再構築

即時の新規立法（デジタルレプリカ法など）ではなく、まずは民法709条（不法行為責任）、パブリシティ権、及び「みだりに利用されない権利」の解釈を整理する“法的整理プロジェクト”として始動。

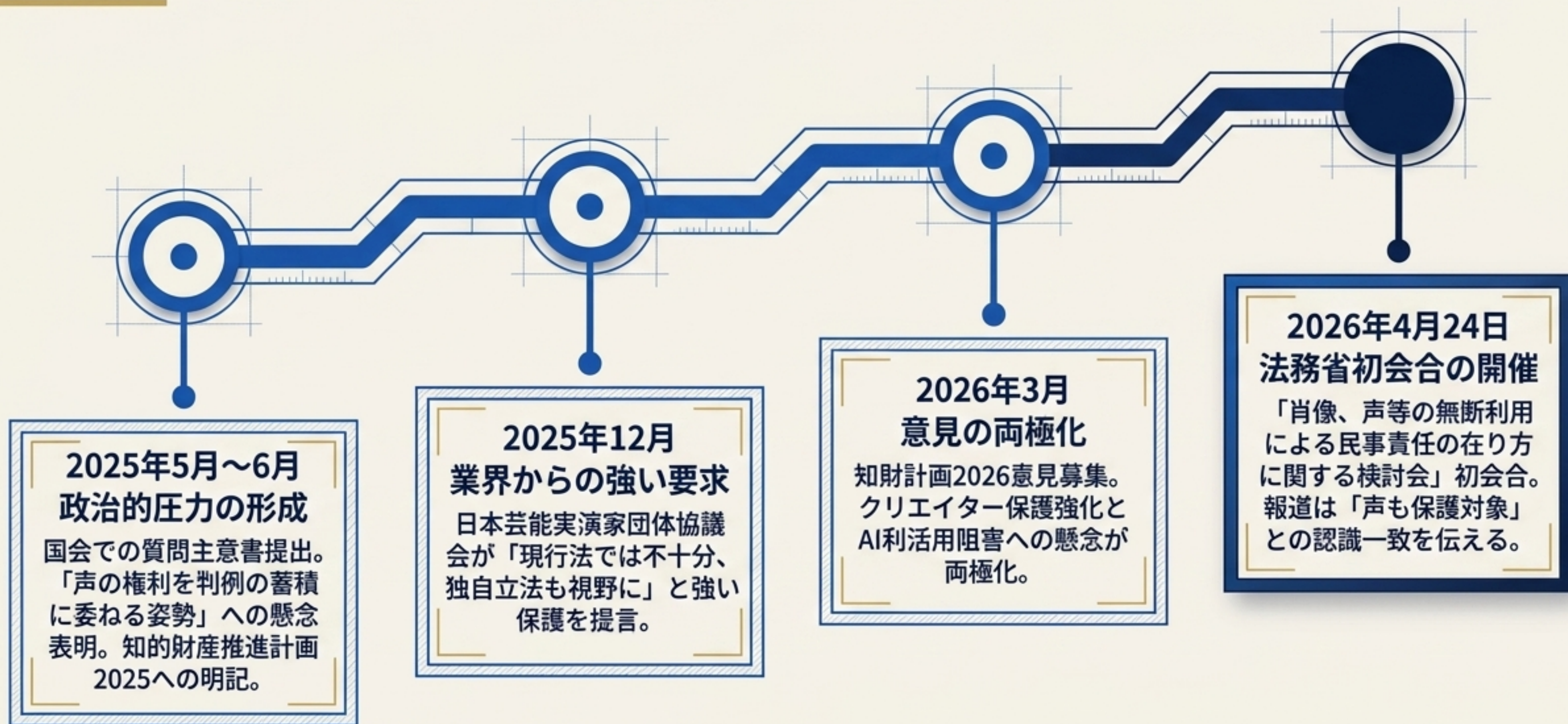
## 「声」の保護客体化

最大の争点。調査官解説や学説に則り、「声」がパブリシティ権上の「肖像等」に含まれ得るという方向性が強く示された。

## ガイドライン型とりまとめへ

短期的な成果物は、AI生成物の侵害評価段階、請求主体、損害賠償（逸失利益・慰謝料）、差止めの判断要件を整理した解釈指針（ガイドライン）となる公算が大きい。

# AIによるディープフェイク技術の進化が、政治的懸念から 具体的法務対応への移行を強制した



# 現在の保護枠組みは複数法源に分散しており、AI事案における予測可能性が著しく低い

## 憲法13条・民法709条 人格的利益

容ぼう・姿態の無承諾撮影、私生活上の自己決定。

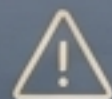


### AIギャップ

「声」単独の人格的利益の保護に関する判例が未成熟。AI生成物の公表における判断基準が未定式化。

## パブリシティ権 財産的利益

顧客吸引力を有する氏名・肖像等の排他的利用。



### AIギャップ

グループ名、声の扱い、死後保護（相続性）の境界線が不明確。

## 不正競争防止法 営業上の利益

周知・著名表示のなりすまし広告、品質誤認、信用毀損。

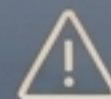


### AIギャップ

事案依存性が高く、肖像・声の無断利用を直接・包括的に保護する制度ではない。

## 著作権法・著作隣接権 元データの権利

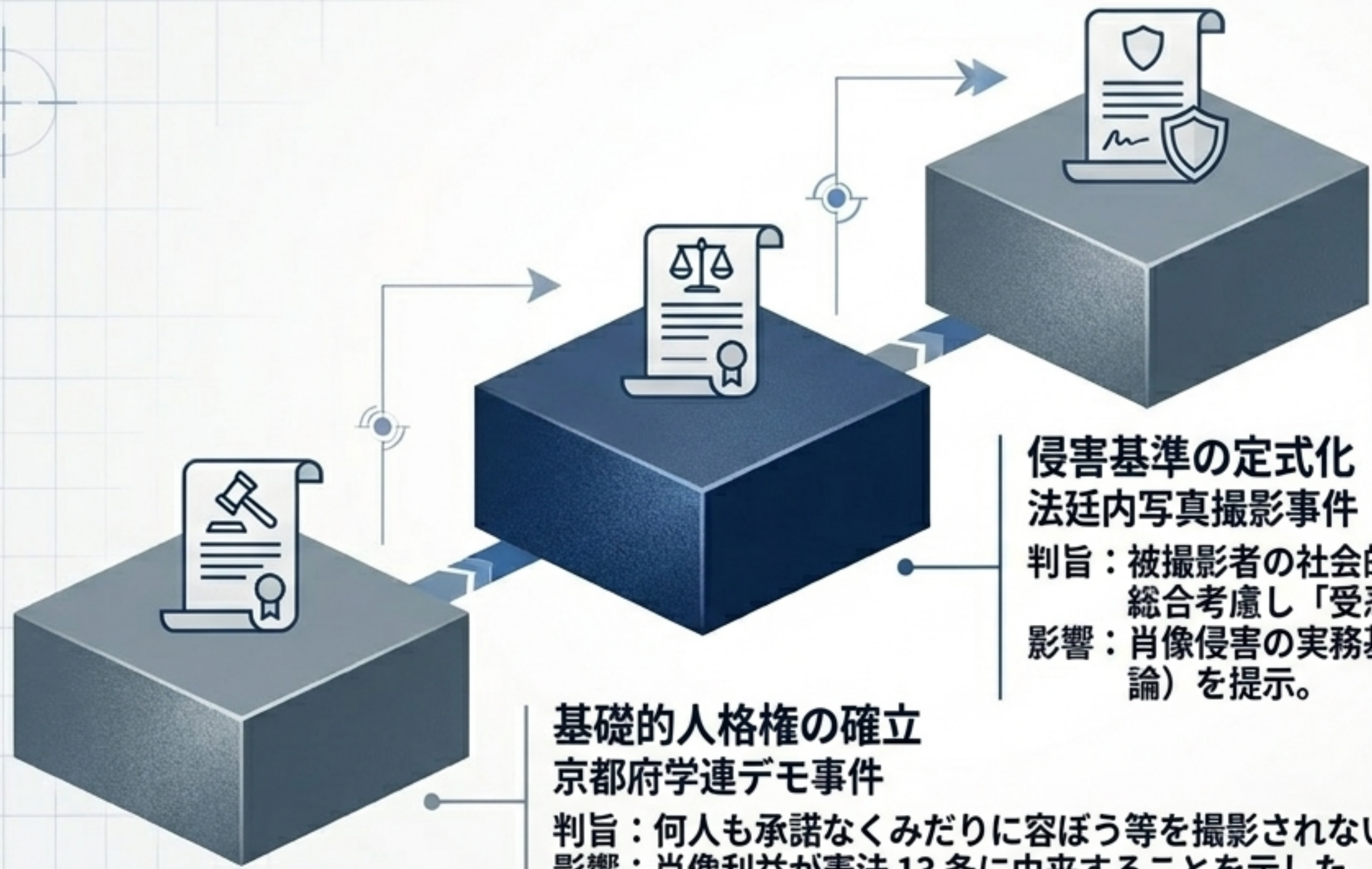
写真、映像、実演、録音物（元データの無断利用）。



### AIギャップ

「声や容姿そのもの」のスタイル模倣やAI生成物は直接の保護対象外になりがち。

# AI侵害論の土台となる、最高裁が構築してきた「肖像・パブリシティ権」の3つの階層



## 基礎的人格権の確立 京都府学連デモ事件

**判旨：**何人も承諾なくみだりに容ぼう等を撮影されない自由を有する。  
**影響：**肖像利益が憲法13条に由来することを示した、すべての民事判例の出発点。

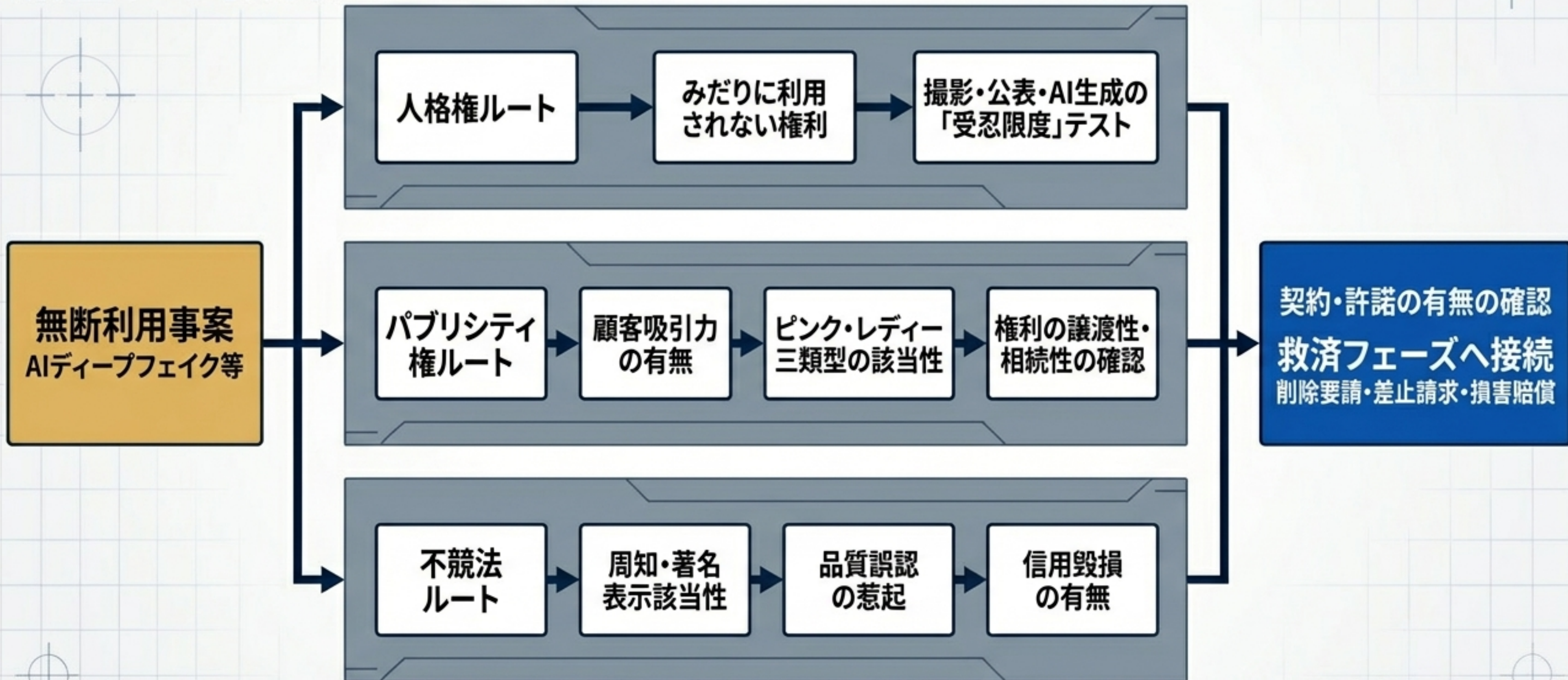
## 侵害基準の定式化 法廷内写真撮影事件

**判旨：**被撮影者の社会的地位、活動内容、場所、目的等を総合考慮し「受忍限度を超えるか」で判断。  
**影響：**肖像侵害の実務基準となる一般テスト（受忍限度論）を提示。

## 財産的価値の分離と三類型 ピンク・レディー事件

**判旨：**人格権由来の一内容として、顧客吸引力の排他的利用権（パブリシティ権）を承認。  
**影響：**侵害を「専ら顧客吸引力の利用目的」である三類型に限定。本検討会の最大の基準点。

# 無断利用事案に対する3つの法的評価ルートと、 派生する救済メカニズム



# 「声」はどこまで保護されるか：既存論の延長線上での権利拡張へのシフト



## 識別性の低い一般音声

### 保護困難

文脈依存性が高く、誰の声か特定できない単純な生成音声。容貌に比べ識別力が弱いとの学説。

## 人格的価値の侵害

### 人格権的保護の可能性

性的ディープフェイクや本人の意図しない発言の捏造。「みだりに利用されない権利」の声への拡張可能性。

## 高い識別力+顧客吸引力

### パブリシティ権の客体

検討会の核心：「肖像等」にサイン、署名と共に「声」が含まれるとの整理。声優・俳優の声を「個人識別子」であり「顧客吸引力の源泉」とみる最新学説の支持。

会合では「声も保護対象に含まれる」方向で整理が進むが、安易な全面保護ではなく、識別性判断の「基準化」が今後の最大のハードルとなる。

# AIの技術的フェーズごとに異なる「侵害の成立時点」と運用リスク

## Phase 1: 学習段階

法的ステータス：  
最も不明確な領域  
(グレーゾーン)

運用リスク：  
モデル学習自体が違法性判断の対象となるか未確定。クリエイターからの「学習からのアウトアウト」要求と、AI開発者のコンプライアンス負担が衝突。

## Phase 2: 生成段階

法的ステータス：  
受忍限度・みだりに利用されない権利の抵触可能性

運用リスク：  
生成しただけで（公開前でも）侵害と評価され得るか。プラットフォームにおける「モデル再学習防止」や「即時生成停止」のシステム要件化。

## Phase 3: 公開・広告利用

法的ステータス：  
損害賠償・差止めの主戦場

運用リスク：  
純商業利用（パブリシティ・逸失利益）か、純報道・批評か、人格侵害型ディープフェイク（慰謝料・即時削除要請）かの線引き。

# 検討論点が各ステークホルダーの実務に与える直接的インパクト

	メディア	プラットフォーム	AI事業者
請求主体は誰か 本人・遺族・事務所	● 取材窓口・許諾窓口の真正性確認コストの増大。	● 音声クローン等の削除通知主体の適格性判断が困難化。	● 契約先が本人か事務所かで権利処理リスクが変動。
損害賠償の範囲 逸失利益 vs 慰謝料	● 記事利用等でも金銭請求リスクが増大する可能性。	● クリエイターへの収益分配や売上資料の証拠保全要請の増加。	● 収益化AIサービスにおける経済的損害立証リスクへの直面。
差止め・削除要請の基準	● 表現の自由（報道・パロディ）と権利保護の衝突が先鋭化。	● 性的フェイク等の迅速削除、保全、再掲防止の運用フロー構築の義務化。	● 特定音声の生成ブロックやモデルチューニングの即時対応要求。

# グローバル比較：各国の制度アプローチと日本への示唆



日本

**アプローチ：**  
民法（人格権・パブリシティ）＋不競法の「解釈整理」

**ステータス：**  
立法要否の前に、まずは判例法理に基づくガイドライン整備を優先。



韓国

**アプローチ：**  
2022年改正不競法による「パブリシティ不正利用」の明文化

**ステータス：**  
氏名・肖像に加え「音声」の保護を明記。予測可能性を一気に高める先行モデル。



米国

**アプローチ：**  
州法（テネシー州ELVIS法、NY州）と連邦法案（NO FAKES）

**ステータス：**  
「デジタルレプリカ」を定義し、声の無断商業利用対策と死後保護を前面化。



英国

**アプローチ：**  
主にパッシング・オフ（詐称通用）法理での処理

**ステータス：**  
包括制定法はなく、一般的不法行為で対応。誤認惹起型以外の人格侵害事案の救済に課題。

日本は、米国型の「デジタルレプリカ法」や韓国型の「不競法明文化」の中長期的導入を見据えつつ、足元は英国的な「現行不法行為の解釈」で隙間を埋める段階にある。

# 今後の政策形成とビジネス実装の3フェーズ・ロードマップ

## Horizon 1: 短期

### 予測可能性の緊急改善

**アクション:**  
「解釈指針（ガイドライン）」の公表と「標準契約・許諾モデル」の実装。

**インパクト:**  
裁判、交渉、削除要請の基準が明確化。広告主やAI事業者向けの「学習禁止」「デジタルレプリカ条項」が定型化される。プラットフォームも官民連携指針の策定。

## Horizon 2: 中期

### 部分的な法制化・明文化

**アクション:**  
不競法の部分改正（声・肖像の無断商業利用の明文化）。

**インパクト:**  
誤認広告や商品化、営業利用に対する法的執行力が強化されるが、純粋な人格侵害事案のカバーには限界が残る。

## Horizon 3: 長期

### 包括的なAI時代法制

**アクション:**  
独立した「デジタルレプリカ法」または包括的横断法制の議論。

**インパクト:**  
生者/死者、本人/遺族、表現の自由の例外規定を統合した包括ルール。初会合の射程を超えるため、現行法整理の実績を踏まえた後の本格的議論となる。

企業は「法の空白」を言い訳にできなくなる。短期の解釈指針発表に向け、現行AIモデルの学習データと生成フローの監査を直ちに行う必要がある。